

議案第 8 4 号

四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について

四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例

四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例（平成18年四万十町条例第189号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「四万十町の水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設」を「四万十町水道事業」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

メーターの口径	負担金
13ミリメートル	31,000円
20ミリメートル	62,000円
25ミリメートル	115,000円
30ミリメートル	168,000円
40ミリメートル	382,000円
50ミリメートル	654,000円
75ミリメートル以上	町長が別に定める額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。